

明治期における 木曾川改修工事反対運動と「成工式」

水谷英志

- I. 先行研究の課題
- II. 木曾川改修をめぐる輿論
 - (1) 初期の反対運動
 - (2) 濃尾震災と帝国議会
 - (3) 土地収用訴訟
- III. 「成工式」とその実情
 - (1) 式典の意義
 - (2) 寄付金集めの実態
 - (3) メディア・イベント
- IV. おわりに

I. 先行研究の課題

本研究では、1900年4月22日に執り行われた「木曾川改修三川分流成工式」（以後、成工式¹⁾）が持つ、一見表出されていない企図と役割を詳らかにする。そのために、工事を取り巻く当時の輿論²⁾ 動向も踏まえ、現在位置付けられている同工事の評価を文献史料などから再考する。

明治期における木曾川改修工事を巡っては、これまで大野勇や伊藤信、森義一が著した『岐阜県治水史』がその集大成とも呼ばれるほどの役割を果たしてきた。例えば大野は、改修工事について「洪水時の嵩高時間が著しく短縮し、堤防に受ける洪水時の圧迫時間も大いに減少したため、破堤の損害は頓に減じ、沿岸住民は皆其恩沢に浴し、漸く安堵の思いを為すに至った」³⁾ と評価するなど、

同書は治水工事の役割を広く宣伝する役割を果たしている。

その主張を補完してきたのは、最近では歴史学における羽賀祥二⁴⁾ や原昭午⁵⁾、丸山幸太郎⁶⁾ などである。彼らは、主に名古屋大学が所蔵する高木家文書や各地に築かれた石碑などの分析を通じて、詳しく意義を説明してきた。歴史地理学においても、『大垣市史・輪中編』の該当箇所を担当した伊藤安男⁷⁾ は、先述した伊藤信の研究成果を引き継いだ。特に、工事を立案したオランダ人技師ヨハネス・デ・レイケの役割を重視し、輪中民の中に広がる三川分離への要望を描き出しながら「宝暦治水の影に埋もれて知られなかった」⁸⁾ とするデ・レイケの業績について「わが国の近代河川工事の先駆的役割をはたした」⁹⁾ と、その成果を強調した。

それゆえに、同時代に並行した土地収用に絡む住民の反対運動や三重県、岐阜県議会内における反発など、負の側面とも呼べるような不都合な真実については、先行研究による考察が充分になされていたとは言い難い。そして、成工式をめぐる次の3つの論点についても何ら検討されてこなかったといえる。

第一には、成工式の開催時期である。明治改修は1912年まで事実上継続しており、成工式の行われた1900年の段階では下流部の三川分離工事が完工したに過ぎない。にもかかわらず、官民挙げて式典を開いた企図につい

キーワード：木曾川改修、メディア・イベント、土地収用訴訟、帝国議会、内閣機密文

て、これまで国土交通省や岐阜県など行政が公刊した歴史書は管見の限り明らかにしてこなかった。この段階を記憶に残すことが何故求められたのか、それを知ることは、政府が工事をどのように捉えていたかを考える上でも重要といえる。

第二の論点は、この時期に首相山縣有朋以下明治政府の要人が、工事を記憶に留める上で聖なる空間として役割が期待された場所に集まった意味である。羽賀は、内務省土木局長などを歴任した西村捨三の要請があったとする¹⁰⁾が、新聞報道によると成工式直後に山縣が辞意を仄めかす¹¹⁾など、国政レベルの政治状況は大きな動きを見せていた。山縣は少なくともこの式典を花道に自身の勇退を考えていたとみられる。つまり、この式典＝イベント¹²⁾は第二次山縣内閣にとっても重要な意義があったことが推察される。

第三に、度重なる陳情と反対運動の中、流域住民はこの出来事をどう捉えていたかということである。羽賀は薩摩義士に対する「治水討死者」という表現などから、成工式が人々に治水事業への畏敬の念を創出したことを指摘する¹³⁾が、土地収用補償金交渉や瀬割堤¹⁴⁾の有効性、悪水滞留をめぐる争論が継続する中で、流域住民全てが諸手を挙げて歓迎したとは思えない。特に工事を憎む「怨嗟の声」を官僚たちは畏怖していた。成工式が神官祝詞や招魂式¹⁵⁾などの神事に依っていたことから言っても、この式典は穢れを振り払う禊ぎの意味合いも込めたものではなかったか。

そこで本稿では、改修工事における地元住民の要望を幅広く捉え直す。これまで歴史学や歴史地理学などの諸学問は検討してこなかったが、この紛争の仔細を明らかにすることで、輿論をなびかせるため政府がつくりあげた「物語」¹⁶⁾の実像に迫りたい。したがって、頻発した反対運動の主張を再検討することは重要な論点でもある。また、新聞による

初期のメディア・イベント¹⁷⁾ともいえる成工式の実態について、寄付金集めをはじめとする開催資金の流れや報道状況を吟味することはこれまでなかった取り組みである。政府側の狙いとその結果について分析することで、明治政府の地域支配について問題提起したい。

II. 木曾川改修をめぐる輿論

(1) 初期の反対運動

木曾川改修がおぼろげながらも地域社会の重大事と認識されるのは、少なくともヨハネス・デ・レイケが1886年3月19日に大垣土木出張所を訪れ、現地関係者に構想を披歴してからのこと¹⁸⁾である。それ以後も、例えば自由党系機関紙であった『濃飛日報』(以後『濃飛』)などは正確な構想を把握していない¹⁹⁾。また、岐阜県庁の御用新聞とも揶揄された『岐阜日日新聞』(以後『岐日』)も、議会内での対立を踏まえた個別具体的な工事の内容についての記述を避けてきた²⁰⁾ようである。

それを周知するため、当時内務省土木局長であった西村捨三が著し、1890年11月15日に発行したのが、意見書『治水汎論』である。彼は木曾三川流域の水害について、その原因を「徳川家授封以来當時三家ノ威カヲ以テ尾張国界ニ就キ(中略)丹羽郡犬山町ヨリ海西郡矢富村ニ至ル十二里所謂御圍堤ト称ヘ長城然タル大堤防ヲ築成シテ現ニ揖斐川長良川ノ水害ハ困難ヲ極ムル西濃數十里方ノ低地ト勢州長島桑名等ノ勾配低キ西南地方ヘ岐蘇本川ノ大水量ヲ圧搾シタリ」²¹⁾と記している。「所謂」という連体修飾語を付することで「御圍堤」という言葉が一般的用語として浸透していないことを暗に示し²²⁾ながら、水害の責任を江戸幕府や尾張藩を代表とする幕藩体制に押し付けたわけである。

その上で西村は、根本的な解決策として木曾、長良、揖斐の三川の流路を分離²³⁾するという工事を提案するが、ここで同氏は「三

川分流」という言葉に置き換えてキャッチフレーズ化した。図1は現在木曽川文庫が所蔵するもので、1888年5月5日に岐阜県安八郡割田村(現大垣市)の足立宇市が編集印刷し、定価5銭で市販した図面である。名称は「木曾・長良・揖斐 三大河水利分流改修計略全図」となっており、彩色で木曽川下流改修計画の大部分が紹介されている。この標語は、流域の人々から、宝暦治水の記憶を呼び起こすというよりは、むしろそれを想起させない新語としての意味合いが強かった。なぜなら、これまでの治水工事で、度重なる反対運動も繰り返されてきた²⁴⁾ためである。

また西村は、改修について「此三大川分流能ク功ヲ奏セハ尾濃勢五百六十万石の水腐地良田ト化スルノミナラス古川ノ新開流末沮洳ノ開拓等無慮数十万石ノ新成スルカ如ク」²⁵⁾と流域で経済力を高めつつあった地主に喧伝した。工事の遂行が治水問題を解決するだけでなく、佐屋川などの廃川化により農地が広がり、流域農民に大きな恩恵をもたらすことをアピールし、流域全体での協力を求めた。

こうした丁寧な説明の裏には、すでに三重県議会で1890年2月1日に木村周太郎県議らが反発していることが影響している。木村は、木曽川改修自体を「政府ガ輿論ニ反して起工シ為ニ其結果終ニ地方費中ニカカル厄介物ヲ醸生スルニ至リシハ迷惑至極ノ事ニシテ」²⁶⁾などと痛烈に非難していた。岐阜県議会でも、治水とは無縁な山間部の議員らで構成する山岳派がこれによる地方費負担増大に異議を唱えていた²⁷⁾。少なくとも政府側の主張は、流域においては予断を許さぬ厳しい状況であり、『治水汎論』の出版は利益誘導策を示すことによって賛成派を増やすための啓蒙策であった。

この問題を国政レベルに拡散したのが、当時三重県議を務めた小林兼太郎²⁸⁾である。彼は西村の意見を「架空の妄想」と糾弾すべく『治水汎論駁撃の一斑』²⁹⁾なる意見書を帝

国議会で配布し、工事の取りやめを求めた。特に佐屋川の壅塞については舌鋒鋭く批判し「佐屋川ヲ壅塞シ全川ヲ尾濃ノ国界ヘ廻ハシタルハ是レ恰モ尾侯三家ノ威カヲ以テ水身ヲ西部ヘ繰出シ沿岸人民ノ困頓狼狽ヲナサシメタルノ二ノ舞ヲ演セシトスル」³⁰⁾と西村の論旨を逆手にとる形で自説をアピールした。

こうした強硬な反対論は、直接的には、彼が地盤とする三重県長島郡楠村の一部が工事により河川敷になるなど、現実的な利害関係が起因した³¹⁾と考えられる。とはいえ、当時全国で続発する洪水を受け、議会の承諾がないままなされた国庫剰余金支出は大きな議題となっていた³²⁾。帝国議会では自由党や立憲改進黨などの民党が数的な力を保持していたが、彼らは大日本帝国憲法第69条の規定を盾に、予備費支出以外に行政官の専断で行われた支出は憲法違反との立場をとった³³⁾。なぜなら、目先の課題が地租軽減であった民党側にとり、危機管理と称し議会の承認なくして大規模な治水工事が認められることは、議会の役割を軽視するもので許せる話ではなかったためである。それは、地租の固定化を意味するばかりでなく、行政権に偏った政府を創出し、有司専制の時代へ逆戻りすることも意味していた。

治水工事自体は国民のためかもしれない。だが、それを大義名分に増税すら容認しようとする政府と民党やそれを支持する国民との間には温度差があった。そのため民党側にとり、この反対運動は事態の先送りを促す好材料となり、政府批判の道具として援用されたと考えられる³⁴⁾。

(2) 濃尾震災と帝国議会

こうした中、推進派と反対派双方に「大義名分」を付与したのが、1891年10月28日に東海地方を直撃したM8.0の直下型地震「濃尾震災」である。地震により既存の堤防や山林は壊滅的打撃を受け、内務省も改修工事より



図1 「木曾川長掛斐三大河水利分流通改修計略全圖」(90万分の1)

注：木曾川文庫所蔵品Ⅱ-307 (原図46.6×33.5cm)。

も復旧工事に全力を注がざるを得なくなり、全体として工事自体は大きく遅延した。しかし、結果的にこの未曾有の大災害は国庫剰余金支出について議会の承認を許し、予算編成においては国庫補助金の増額を促した³⁵⁾。前年の太政官布告で官費下渡金が廃止され地方財政に重い負担がのしかかる中、遅々として進まなかった工事が、内務省土木局の直接的関与と帝国議会の予算的な裏付けのもと順調に進み始める契機ともなった。

同時に、河川改修を進めるために広大な用地の収用が始まり、立ち退きを求められた住民と政府役人との間で小競り合いが絶えなくなった。対立は帝国議会にも波及する。飯塚一幸は自由党の斉藤珪次が提出した質問書をもとに、濃尾震災の震災復旧費が救済費や堤防工事費以外の、例えば選挙対策費に流用された可能性について指摘していたことを明らかにした³⁶⁾が、政府と民党は濃尾震災の復興をめぐる問題で「震獄」と称されるほどの大問題を引き起こした。明治政府や岐阜県庁はかなり追い詰められていた³⁷⁾。

こうした状況を憂い立ち上がったのが、三重県桑名郡伊曾島村の村長でもある豪農松平家晃である。松平は震災で地形が変わったにも関わらず、震災前の地形図で土地収用がなされており、土地が不当に安い価格で収奪されていることを問題視して、当時の衆議院議長星亨あてに請願書を提出した³⁸⁾。濃尾震災による環境の変化とその対策費は、流域社会に甚大な影響を及ぼした。

松平の請願は同じく村の平民農であった片桐忠兵衛と連名で出されており、確認できる限り初出は1893年1月のものである³⁹⁾。岐阜県知事も務めた治水推進派の湯本義憲文書（埼玉県立文書館所蔵）には同じ内容の請願書が4通⁴⁰⁾も保存されており、請願の実態が伺える。これに危機感を抱いた岐阜県議で治水推進派のリーダーでもある山田省三郎は、衆議院議員宛てに岐阜県と愛知県の豪農

ら5人連名で「木曾川改修二付三重縣或ル一部分中止説唱フル者アルニ付陳情書」を2月16日付で配布した⁴¹⁾。潰地となる住民の訴えで（多くの住民が望む）治水工事が揺らいではならないという内容で、推進派の危機感が見て取れる。

その後のやり取りは定かでないが、1895年1月15日には、自由民権運動家で地元紙『新愛知』の主筆も務めた小室重弘らが中心となり、「木曾川改修二関する建議案」を提出した⁴²⁾。この建議案は湯本義憲らの頑強な抵抗で否決されたものの、帝国議会を通じて問題の根深さを世間に広める役割を果たした。

建議内容⁴³⁾を要約すると、小室らは、濃尾震災で土地が荒廃した点を指摘し、その結果地価が不当に安くなった可能性について言及している。それは、土地収用を受け入れる住民には不利となる要素といえた。その上で地形が大きく変化したにも関わらず、震災前の測量地図をもとに土地収用を進めることについて「最モ解スル能ザル」と批判する。

さらに重要なのは、土地収用問題に加えて木曾川と長良川の分離を主眼とする瀬割堤の問題点を指摘していることである。小室らは、「最モ危険ニシテ且維持シ難キモノ」として瀬割堤が（土木構造上）危険であるとし、維持も難しいと判断している。木曾三川の分離工事では、愛知県知事や愛媛県知事などを歴任した勝間田稔も井上馨内務大臣に宛てた手紙で「三川ヲ岐シテ三川ト為ノ改良ハ開闢以来未タ聞ザル改良ナリ。前頭ノ改良ハ未ダ其極ヲ究メザル改良ト云フ、奈何ノ全国ノカラ奉戴シテ改良ノ案ヲ求ムルニ其最良ノ方法ヲ得ザルノ理由決シテナシ」⁴⁴⁾と指摘、分離工事についてはまだ不完全なので、全国の知恵を結集することを求めた。こうした当時の瀬割堤に対する技術的な不安や土地収用の面積が広がることなどから反対運動も勢いを増していく。

これは、木曾川改修工事の成否を分ける大

きな分岐点であるが、当時の『岐日』や『濃飛』をはじめとする地元マスコミはこうした工事がもたらす弊害について報道することはほとんどできなかった。

また、立退に応じない住民に対して政府は土地収用法をかけて高圧的に命令し、審査委員会の裁決に服さない者は提訴に及んだ⁴⁵⁾。この訴訟が改修工事の大きな障害となった。

(3) 土地収用訴訟

政府当局者にとり、3県にまたがった広範囲の土地収用は、改修費用分担に次ぐ大きな問題であった。そのため、工事計画が具体化した1886年10月には岐阜、愛知、三重の3県知事が連名で山縣有朋内務大臣に宛て伺書を提出した。そこには「然レ共数千ノ人家ヲ移転シ数千町ノ土地ヲ買収シ、或ハ舟路ヲ杜絶シ溝渠ヲ中断スル等其関係頗ル大ニシテ亦地方ノ大事ト謂ハサルヲ得ス、是ヲ以テ或ハ其関係ニ依テ、人民ノ苦情紛紜等之ナキヲ保スヘカラスト雖モ、小官等其衝ニ当リ必ス其目的ヲ達セントス」⁴⁶⁾と、たとえ苦情があっても目的は必ず達成する旨の決意が明記してある。

しかし、用地を地租の券面代価で取得することや、当初は家屋移転費用や作物損耗手当などを、改修工事の予算を記した目論見帳に明記していなかった⁴⁷⁾。つまり、土地収用に関する値段交渉は予算通りには立ちいかない可能性を当初から包含していた。この問題は山縣も熟知していたはずである。こうした曖昧な点が実際の土地収用でも情実的な合意を生み、約半数の賛同は得たものの、逆に強硬な反対派も生まれる契機となったのである⁴⁸⁾。

政府は、結局のところ反対派に力に対応するため、1889年7月30日付で土地収用法を制定した。不服申立者に突きつけた土地収用審査委員会の裁決の本文は「起業者提出ノ工事ノ仕様タル最モ完全ニシテ、収用土地ノ区域

ハ事実ニ相違ナク、土地収用ノ時期ニ於テモ相当ノ期限ナリト確信ス、土地所有者ヨリ提出ニ係ル工事ノ仕様ハ、稍々理由ヲ備フルガ如シト雖モ、起業者ノ仕様ニ比スレハ完全ナリト認定スルヲ得ス」⁴⁹⁾という、法的には杜撰で政府側の願望混じりの側面を有した判断であり、理解を得ることを目的としたものとは呼べない高圧的な命令書といえた。

『岐阜県治水史』には、海西郡長久保村諏訪善吉に宛てた裁決の理由が引用されているので、政府側の根拠について考えたい。

「理由

当事者間買収金ハ、起業者ノ見積書及土地所有者ノ意見書ニ付、鑑定人ヲシテ査定セシメ、之ヲ審査スルニ当リ（中略）其価格起業者見積金額ニ殆ント適合シ、又地方売買登記ノ実価及び公売実価ヲ以テ比較セハ、其価格起業者見積金ヨリ一層低キニ在リ、従テ意見書及び鑑定価格ハ非常ノ高価ニ過キ、実価ニ反スル最モ甚ダシク、其事実ヲ証スルニ足ルヘキ根拠モナク実ニ信ヲ置クニ足ラス、又収用区域内ニ於イテ、既収用土地数百人ノ合意シタル補償金ニ比率スルモ、見積金ノ適当タルヲ知ルヲ得ヘシ」(下線部、句読点筆者)⁵⁰⁾

ここで審査委が主張する根拠は、①鑑定人が双方の意見書を査定している、②政府側の見積金額は相場から言って妥当で、諸税は適正を心がけている、③住民側の意見書にある金額は非常に高価で、合理的な根拠を伴わない、などということである。当時反対派も、工事自体の中止を求める強硬派と、条件闘争として正確な土地の再調査を求める一派に分断していたようであるが、いずれにせよ、土地の立ち退き料は住民側にとり不当に安く、小作人など住み慣れた地を離れて移民となることを避けられなかった人々も多かった。ゆえに反対派を説得させる理由にはならなかったようである⁵¹⁾。

こうして、海西郡瀬古村の豪農であった森川寛衛ら強硬派はついに法廷闘争に持ち込ん

だ。その資料は現在管見の限り確認されていないが、閣議でも名前が挙がっている⁵²⁾ 成戸村の反対派豪農中島彦十郎が提出した「木曾川改修工事及補償金意見書」⁵³⁾の一部から彼らの主張の妥当性を吟味したい。

主な批判は、以下に挙げる5点で、①高い値段を提示しようにも「豫算額今や缺乏」と評するように予算が枯渇していること、②土地収用の遅延の責任を被収用者に押し付けていること、③最初の方針を変えずに住民の事情に対応していないこと、④農家にとって土地は基本財産であり、住宅地のそれとは違うこと、したがって登記公簿の実価は正確に実態を表していないこと、⑤成戸村の補償金額が海津郡中で最も低いこと、などを中島らは批判した。その上で、政府と一部の推進派住民が恣意的に行った土地収用交渉の弊害を押し付けるべきではないと主張する。

ただここでも、土地収用金額の多寡の問題と並行して、陳情書の論旨は、難工事と目された瀬割堤の安全性、有効性に割かれていた。

詳細は注に示した⁵⁴⁾が、瀬割堤に反対する理由については、①総延長が3里半(約12.4km)と長大であること、②木曾、長良川の流れは一樣でないこと、③災害時は自らの堤防を守ることに汲々としており、瀬割堤の決潰を防ぐ人員を割くことはできないことなどを主張する。こうした悩みは、二大河川の暴走に苦しんだ住民らの知恵から導き出されたものである。土木工学の観点では障害ではなかったかもしれないが、地元住民には正確な情報が行き渡っておらず、これまでの常識から考えれば妥当といえるものであった。

そして、意見書の中で最もこだわったのが「今や祖先傳來墳墓ノ地勝ヲ容ルル所ナク骨肉離散セントスルノ惨境二沈淪セントス何ソ厄運ノ極点ニ達スル」⁵⁵⁾というように、住み慣れた土地を離れることへの危惧である。意見書からは土地補償額が不当である法的な根

拠までは見出せないが、先祖以来守り伝えてきた土地を手放したくないという思いは強く表現されている。それゆえに、実績もなくいたずらに土地収用を必要とする瀬割堤を非難の対象にしたとみられる。

こうした中、進められた裁判は大審院で思いがけない事態となる。1898年10月14日に出された「木曾川改修土地収用補償金既定額不支払ニ対スル損害賠償請求」⁵⁶⁾の判決で、大審院は原告の訴えを認め、審理を名古屋控訴院に差し戻した⁵⁷⁾。結局、国側は原告住民に2万5000円の示談金を支払うことを余儀なくされ、1900年3月31日を期限に立ち退くことが合意された⁵⁸⁾。成工式開催には、こうした土地収用交渉の落着も影響しているのである。

Ⅲ. 「成工式」とその実情

(1) 式典の意義

1900年2月10日に木曾川を仕切る瀬割堤の工事が完工し⁵⁹⁾、木曾川と長良川、揖斐川の三川を分離する試みはその目的を達成する。4月22日には、首相山縣有朋や内務大臣西郷従道ら政府要人と愛知、岐阜、三重各県の責任者を合わせた来賓200余人をはじめとする関係者が集い、下流改修の完工を記念する式典＝成工式は「盛大に挙行された」⁶⁰⁾といわれる。

『岐日』は、「本日の大祝典」という見出しをつけ、「西南一带数郡の地が、幾百年來の愁眉を披きたるの時」と意義を喧伝した⁶¹⁾。

その記事は『治水汎論』を踏襲しながら、これまでの西濃地区の「水患」について悲哀を込めて語る。それを流域が抱えた根本的な病と捉え、治療策として「其根底より川身を広め」ることが重要であると説く。そして重要なのが、木曾川改修工事の完成はまだ遠い先の話であり、その一部分にすぎない三川分離の大成を事実上の終着点と位置付けていることである。こうした事情を踏まえ、メディ

アが報じた「大祝典」とは、以下のようなものであった。

岐阜県厚見郡次木村の豪農であった堀惣四郎家が所蔵した文書⁶²⁾などによると、岐阜、愛知、三重の3県が協議し、岐阜県庁内において「木曾川改修三川分流成工式事務所」が設けられたようである。事務委員長は、岐阜県知事の田中貴道となっているが、田中は前任が警視正で、3月19日に就任したばかりであった⁶³⁾。計画の具現化は、前任者で宮城県知事に異動した薩摩閩の官僚野村政明が遂行した。

加納輪中にも2月19日に準備委員会が設けられ、4月16日付で委員会に献金した流域有力者へ出席を促す招待状を送付したようである。明治政府要人も集うこの出来事＝「イベント」⁶⁴⁾は、東海地方における一大行事といえた。

「イベントが行われる空間」を「メディア・イベント」と捉える概念⁶⁵⁾にしたがえば、岐阜県にとり、このイベントは最初期の「メディア・イベント」⁶⁶⁾と呼ぶことができる。なぜなら、式典を行うことが国の技術力を内外にアピールし、厳しい交渉を乗り越え実現した政府の手腕や業績を喧伝する一つの媒体であったためである。政府もむしろそれを望んだ。同時に流域住民に偉大な達成を喧伝する役割も希求された。

ただ、イベントの要点は、式典次第書によれば、神官祝詞と招魂祭である。つまり、今日幅広く行われている、地鎮祭や竣工式の原型が実態であり、反対派住民も含め大勢の参加者が集まったことを踏まえれば、何事もなく成功裏に終わらせることが要求される国家の宗教的行事でもあった。

招待状には、以下のようにある。

「偕三重愛知岐阜の三県に関する木曾川改修事業の主眼たる木曾揖斐長良川の分流工事成工致候に就ては本日二十二日を期し岐阜県海津郡成戸及同郡油島に於て右成工式を兼ね宝

暦年度以降治水上ノ功績顕著ナル死没者招魂祭挙行致度（以後略）」⁶⁷⁾

ここでは、分流工事「成工」を記念するとともに、宝暦年度を起点に治水事業功労者を対象とする招魂祭を挙行するとある。これと関連して興味深いのは、薩摩義士顕彰運動家の西田喜兵衛が、2月に東京を訪問し、政府首脳と面会しており⁶⁸⁾、また『岐日』によると、2月10日に岐阜県不破郡赤坂村の赤坂東光寺で追悼法会が行われた⁶⁹⁾ことである。輿論は薩摩義士の顕彰活動や、娯楽を目的とする講談や歌舞伎などが演出のために作りだした物語に重大な関心を寄せており、動きに便乗して招魂祭に力点を置く書き方に意図を感じる。

反対運動による抵抗を押しつけて三川分離が初めて実現した事実は、岐阜県はもちろん、全国に明治政府が遂行した土木工事の成果を印象付ける一大契機と言えた。同時に、中上流域住民がさらなる工事を要望する中、下流域住民の中には土地を失い路頭に迷う者も多く、東京や北海道などへの移民などを余儀なくされた⁷⁰⁾。したがって、政府は意義を後者に広め、怨嗟を鎮めることが求められた。

なぜ100年以上前の、現代の尺度でみれば、技術的には失敗例に過ぎない宝暦治水を、わざわざ薩摩義士と称する形で美化して顕彰する必要があったのか。それは、成工式にヨハネス・デ・レイケが出席しなかったことから明らかだが、三川分離の大方針が外国人技師のアイデアであったという現実から視線を逸らすためではなかったか。宝暦治水は当時の技術水準では失敗かもしれないが、明治政府が西洋の技術をうまく活用することで最善の治水策となったというストーリーを一種の「美談」として作りあげた。それとともに、薩摩藩士の先見性を明治政府の役人にだぶらせ、明治改修を連綿と続く記憶の延長線上に再編集することで、工事の正当性を

担保した。それは反対派住民の記憶を将来に持ち越さないために必要な輿論操作でもあった。

そうした考えは、成工式事務委員長の田中貴道が招魂祭で読み上げた祭文にも端的に示されている。

「維れ明治三十三年四月二十二日、尾濃勢三州の国境油島に於て、宝暦以降治水功労者の霊を祭る。(中略) 経営惨憺一身を以て犠牲に供し治水事業に盡瘁せる宝暦以降薩藩義没者七十九士を始め其数極めて多し。而して時に先後あり職に上下の差ありと雖も、治水事業に熱誠を注ぎ国家に忠勤を盡したる功に於ては殆ど其軌を一にす嗚呼其功勞の顕著なること斯の如し、豈敬重せざるを得んや。今や篤志者之を始めに唱へ、衆又能く之に和し薩藩義没者の豊碑建ち、三川分流の成るを機とし、以て朝野貴顕紳士の臨場を辱くし、茲に恭く祭典を行ふものは、蓋幽光を闡明して其功勞を発揚し、英霊を泉下に慰するか為めなり。加之三川分流既に成功し、災害防止の施設も亦完備したるの時、矧や地は是れ古來心血を集注せし治水至難の遺跡たるに於てをや。(以後略、カタカナは平仮名に改編、句読点と下線部筆者)」⁷³⁾。

この祭文には、不思議なことに明治改修の成果がほとんど語られていない。賛辞の大部分は、“偉大な”先輩である薩摩義士に寄せられたものであった。現在の問題を語ることがなぜ憚られたか、そこにこそメディア・イベントとしての成工式の限界が透けて見える。

(2) 寄付金集めの実態

成工式の開催費用は、主に豪農らが寄付をすることで賄われたとされる。そうした点に関して『岐日』の記事は実態を知る上で貴重な手掛かりといえる。まず、1900年1月24日に掲載された記事⁷⁴⁾は、大変興味深い。後に子息が、輪中の歴史上最大級の事件である

犀川事件⁷⁵⁾の当事者となる井上源衛⁷⁶⁾は、その後成工式に100円という大金を提供したものの、開催費用の提供に消極的な人物として、彼の在所である穂積輪中とともに、メディアの攻撃を受けている。西村捨三も山田省三郎に「一反歩三銭の徴収に愚図愚図云う美濃男兒はあるまじく」⁷⁵⁾などという手紙を送り付け、厳しく叱責した。豪農たちは必ずしも快く寄付金を提供した訳ではない。それがために、堀惣四郎をはじめ寄付金を提供した人々には事務所から催促状⁷⁶⁾が送られた。

図2は、各郡の寄付金提供状況である。重松正史は、1896年に発生した洪水後の復旧工事では、山林の崩壊も進んだため、山岳派に治水工事の大義名分が出来たとする⁷⁷⁾。また先進地域であった東濃地区を抑えていたことから、議席数で県議会を掌握していた。したがって、治水を必要とした水場派以上に予算獲得の恩恵を受けたとみる。しかし、そうした東濃地区は成工式の寄付金をほとんど提供

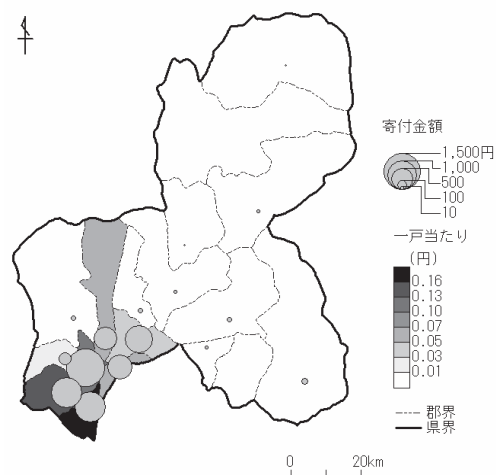


図2 岐阜県郡別寄付金額
(総額と一戸当たりの比較)

- 注：1) 1900年1月から4月までに掲載された『岐日』の「三川分流成工式寄付者名簿」をもとに筆者が作成。
2) 郡の戸数は、岐阜県『明治33年岐阜県統計書』岐阜県、1900の収録データを利用。

していない。寄付者は水場派の地盤である西濃地区に偏在するものであった。

さらに、その中で式典が開かれた海津郡における町村の実態を示したのが図3である。総額は人口と富裕層が多い高須町が最も多いが、町村民一戸当たりの額を比較すると、式典会場に近い東江村が最も多いことが分かる。逆に、抵抗運動を続けた地域でもある大江村などはそれほど多いわけではない。

困難な集金を裏から支えたのは、やはり政府側の資金であったと考えられる。「野村前県知事事務引継演説書」⁷⁸⁾には「明治32年度歳出32年4月7日支払予算残額調書」が収録されているが、機密費として1,000円が計上されており、知事が変わるごとに333円ずつ支出されているという奇妙な会計が確認されている⁷⁹⁾。これは山縣内閣から提供された内閣機密金である可能性が高い。また、同じ演

説書には「木曾川改修費歳入歳出予算書」⁸⁰⁾が収録されており、銀行利子などの益金繰越が3万2,000円も蓄積されている。

そうした事情を踏まえれば、「三川分流成工式二関スル書類」⁸¹⁾に収録されている予算書も理解できる。同書によると、見込額は7,379円95銭4厘であるが、『岐日』の寄付者名簿の金額を合計しても6,591円50銭にしかならない。にもかかわらず、西田喜兵衛によると、建碑費寄付金のうち1,500円が三大川分流成工式事務所より支出されている。予算額にも満たない寄付金から捻出できるわけがないため、これも益金や機密費などをやり繰りした可能性が高い。

先述した東江村の寄付金なども含め、成工式の開催費用は、表向きは住民からの寄付という形式をとりながら、実態は政府の裏工作資金が多用されたとみられる。そこまで無理をしてでも、住民の賛同を演出する必要に迫られていたのである。

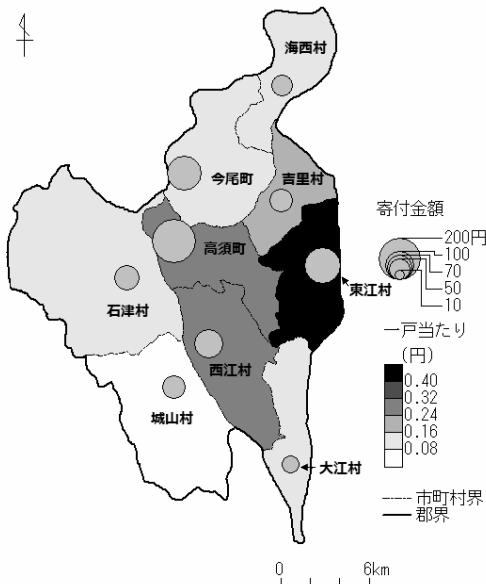


図3 海津郡町村別寄付金額
(総額と一戸当たりの比較)

注：1) 1900年1月から4月に掲載された『岐日』の「三川分流成工式寄付者名簿」より作成。
2) 郡の戸数は、海津郡役所『海津郡要覧』海津郡役所、1923の収録データを利用。

(3) メディア・イベント

では、当時の有カメディア=新聞がどのようにこのメディア・イベントに接したか、その一端をみる。小木曾旭光⁸²⁾によると、1900年当時の県内には、後に中日新聞社となる名古屋の3新聞(『新愛知』、『名古屋新聞』、『扶桑新聞』)が岐阜市内にも支局を開設しており、『大阪朝日』や『大阪毎日』も岐阜通信部を構えていた。岐阜市内の地元紙は、代表的なものとして先述の『岐日』と『濃飛』が競い合っていたが、『岐日』でさえ発行部数は3,000部と、都会の大新聞社と比べると部数の面で劣っている感は否めない⁸³⁾。

注視したいのは、当時の新聞は漢字表記が粗雑で、記事の要所である固有名詞すら混用していた点である。式典当日の新聞を通覧すると、例えば『岐日』は「三川分流成功式」(下線部筆者)⁸⁴⁾とした。また『新愛知』なども4月17日付段階では、準備状況を紹介し

た際、同様の誤記を常習した⁸⁵⁾。岐阜県歴史資料館が所蔵する県公文書などでも一部で誤記が確認されている⁸⁶⁾。『岐日』が連日掲載した寄付金募集広告⁸⁷⁾を除いて誤記は繰り返され、それは、現代にも波及⁸⁸⁾している。

加えて、前述の公文書によると、成工式運営の予算書に、寄付金募集の新聞広告費として200円⁸⁹⁾が計上されていることも看過できない。なぜなら、先述の西田は東京で静岡の治水王金原明善が経営する金原銀行を訪れて支配人と会談し、「便法なれど広告料3日分(当時の最低)で数百円を要し、国民は稍安直にして容易ならず、多額の支出の価値ありとは思えず」⁹⁰⁾と説諭されたためである。

ゆえに、資金提供を受けてまで誤記を繰り返した『岐日』にせよ、それを咎めることをしなかった成工式事務所にしても、少なくともメディア・イベントとして考えるなら、それを報道した記事は、固有名詞の確認を怠ったという意味で不注意である。

それは、明治政府が執り行った成工式が、住民の支持を受けていなかったことの表れではないかとも考えられる。なぜなら「公衆の心を揺り動かすことのないイベント」の病理現象について、「異常な形の放送がなされる」とみる研究結果が、現代の事象に限ってではあるが報告されているためである。それはつまり「イベントは失敗に終わるだろう」と予測することをも意味していた⁹¹⁾。

また、寄付金5円を支払い、特派員を送ってまで報道した『時事新報』の記事も、政府が期待したイメージと比べれば、それは平凡な事実経過に過ぎない。

「(前略)午前五時岐阜を出でたる船は漸く十時半にして成戸式場に着す。式場は木曾、長良の二川を縦断したる新堤の上に設けられたる故何人と雖其工事の大なる一斑を知るに雌らざるの観あり斯くて當日の式場隣席者は山縣総理大臣、西郷内務大臣、鳴津公爵代理、河村伯を始めとして古市通信次官、田邊

土木局長及び隣縣知事として河鳴滋賀縣知事並に小倉三重、沖愛知、田中岐阜三縣の外、前土木局長西村捨三、治水會長千坂高雅其他土木監督署長、貴衆兩院議員、縣會議員、工事費寄附者、東京大阪及び關係地方新聞記者等無慮千数百名の多きに達したるを待ち、祭事ありて其丁りを告げたる、後ち田中岐阜縣知事式辞を述べ、原田土木監督署長工務の要領報告を兼て祝辞を述べ、次に山縣侯の祝辞ありて、順次式の如く終りたる故、謹んで同堤上の宴会場に入り酒肴に満腹を得て、亦遺憾なきものの如く散会したるは正午頃なりき(下線部と句読点筆者)」⁹²⁾

この記事は全体の分量が1,400字にも及ぶ、式典取材の記事にしては超大作⁹³⁾である。今日これだけの分量を紙面で割くことは相当な重要度がなければできない。中立紙であった『時事新報』の編集態度は、極めて成工式に好意的である。そのメディアが尊厳を込めて描こうにも、その大半は出席者の紹介に割かれ、意義すら語られることはなかった。ありふれた型どおりの神事を終えた後に酒肴を開くだけの月並みな式典では、それを望むことはできなかったのかもしれない。

その上、逆に広告費を提供された『岐日』は、式典の祝辞をただ引用しただけの記事に終始した。他の新聞も式典の本当の意義を広める役割を果たすことはできなかった。つまり、当時の新聞社はメディア・イベントという、西欧では広まりつつあった戦略⁹⁴⁾についての認識が欠けていたのではあるまいか。そのために、官側が期待した形で成工式が民衆の記憶に語り継がれることはなかった。

こうした観点⁹⁵⁾から考えると、明治改修にまつわる盛大なイベントは成功したといえるだろうか。既述のように、メディアは工事着工前から山岳派と水場派の対立について詳しく報道したが、改修工事反対運動についてはほとんど触れなかった。それは『岐日』の

紙面を概観すれば明らかである。成工式は反対運動を記憶させないためのメディア戦略であり、その後の宝暦治水顕彰活動もその役割を引き継いだ。

成工式自体も、一部地主の不満が噴出したがために寄付金も満足に集まらず、官の支援を必要としたという意味で反対派の思惑通りの結果となった。明治政府にとっては不成功のイベントといえる。また示談金を得たとはいえ一部に過ぎず、反対派の不満は収まるどころか蓄積され、それは後に噴出した。

それでもなお明治政府は、洪水が激減したという成果を数字で表すとともに、宝暦治水以来の治水政策の伝統を強調することで、同地の大型公共工事を推進⁹⁶⁾したのである。

IV. おわりに

以上、反対運動とそれを踏まえた成工式の実態について分析を試みた。木曾川改修工事の恩恵は、政治力が強い者に偏ったものであり、むしろ弊害を受けるものが多かった。現在の木曾川導水路問題にも通じる公共工事の問題点は、明治期の改修工事開始時から続く根深い弊害なのである。それを克服するために行われた成工式は、先述した『時事新報』が報じるように所詮一場の祝宴に過ぎず、工事の技術的な成果を説明する手法を持ち合わせていなかった。他方で反対派の多数は、自らの境遇を語る機会すら封じられながら、苦難の生活に立ち向かっていったのである。

それが爆発したのが、1903年2月3日に発生した一揆⁹⁷⁾である。これは、先述した小林兼太郎らが楠村と長島村の村民1,000人を引き連れ、桑名郡役所に悪水排除を陳情したものである。『朝日新聞』には「改修の結果」⁹⁸⁾とあり、木曾川改修の弊害が燻っていたことを物語る。

顛末は、「沿革誌」（桑名警察署所蔵）⁹⁹⁾にも収録されている。一部を引用したい¹⁰⁰⁾。

「二月一日、長嶋輪内警察分署所轄内長

嶋、楠、両村人民八、同輪中排水工事ノ設計ガ選択タルヨリ当局者ニ不満ヲ抱キ、多衆集合シ將サニ明日ヲ以テ大々桑名郡役所ニ押寄セントスルノ状況アル旨、同分署巡查部長□□□□出署急報セリ。依テ警戒ノ為署長□□警部ハ□□巡查部長外数名ヲ引率、長嶋村ニ出張セリ。

翌二日、警察ノ視線ヲ潜リ、右両村農民約二百名ハ三尺位桑名郡役所ニ押寄せ郡長ニ面會ヲ求ム。依テ出張ノ巡查部長□□□□外巡查数名ハ多集出頭ノ不可ナル旨ヲ論シ、惣代四十名ヲ選バレシメ、他ハ桑名町大字寺町本統寺ニ引取ラシメタリ。依テ惣代等ハ甘粕桑名郡長ニ面會シテ、速カニ設計セラレン事ヲ陳情シ、郡長モ之ヲ了シ直チニ縣廳ニ參廳シタルニ付、右人民ハ一先ニ帰村シタリ」(句読点筆者)

この報告書をみれば、警察が反対派住民を半ば犯罪者と認識して警戒していたことが明らかである。逆に言えば、これだけの行動を起こさなければ、反対派は政府の役人へ要求することもできなかった。

後に旧建設省は（成工式を起点にした）明治改修100年を契機として分厚い歴史書を何冊も作成したが、管見の限り明治期の反対運動には一行も割かれていない¹⁰¹⁾。それゆえに、河川工事の反対運動は起きるたびに新奇の現象としてメディアを賑わせている。

ただ重要なのは、その担い手が利害関係の強い当事者である農民や漁民から、運動自体を目的とする市民に転換したことである。その転換の中で反対運動の記憶はどう引き継がれたのか。引き継がれなかったとすれば、それはなぜかというような現代史的課題を捉えることは次なる課題としたい。

【付記】

本稿は、第53回歴史地理学会大会・共同課題報告「近代の歴史地理・再考」における口頭発表『木曾三川分流工事から考える「木曾三川分

離史観』の宿病』の内容をもとにしている。発表及び研究を通じて、溝口常俊先生や大垣市史編纂室の清水進室長をはじめ、諸先生から貴重なアドバイスをいただいた。また木曾川文庫や埼玉県立文書館、岐阜県歴史資料館などの関係機関のみなさまには大変お世話になりました。末筆ながら、これらの方々的心より御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 工事の開始を意味する起工に対する成工＝竣工を祝う式典。明治期には頻繁に使用されたようだが、現在は竣工が常用されている。本研究では、この言葉の意図的な誤用について指摘をする。
- 2) 「輿論」は一般的に世論と称されるが、住民同士が意見を異にしている場合、世間の大多数の人の意見という意味では捉えきれない。そこで本研究では原義を使用する。
- 3) 岐阜県編『岐阜県治水史（下巻）』岐阜県、1953、372頁。編さん委員は伊藤 信、森 義一、大野 勇。
- 4) 例えば、①羽賀祥二「宝暦治水工事と〈聖地〉の誕生」名古屋大学附属図書館研究年報3、2005、75-102頁や②同「治水の神の誕生—宝暦薩摩義士と木曾三川流域」歴史学研究742、2000、191-199頁。
- 5) 原 昭午（講演記録）「木曾川と流域社会の変遷」木曾川学研究6、2009、321-326頁。
- 6) 丸山幸太郎「明治改修余話」KISSO（国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所）66、2008、12-14頁。筆者名は木曾川文庫より教示。
- 7) ①大垣市編『大垣市史 輪中編』大垣市、2008。近著は、②伊藤安男『洪水と人間—その相剋の歴史』古今書院、2010。
- 8) 前掲7) ①103頁。
- 9) 前掲7) ①129頁。
- 10) 前掲4) ①98頁。
- 11) 『岐阜日日新聞』1900年6月3日、1面、「山縣侯の辞意」（岐阜県図書館蔵）。
- 12) 原義に従えば、企画した行事や催しであるが、ここでは、特に重大な国家的行事と位置付けたい。またイベントには出来事という意味もある。本研究では、重大な出来事としても成工式を捉えている。
- 13) 前掲4) ①97頁。「ここに『治水討死者』という戦死者を想起させる言葉が使われていることは、たいへん刺激的であり、象徴的である。『治水討死者』の神格化、彼らを祀る神社の創建、恒常的な招魂祭の執行が治水協会の掲げた目標であり、こうした招魂のための施設を確立することで『志士仁人』に治水事業への参加を呼びかけたのである」。
- 14) 縮切築堤、背割堤とも。合流する2川を分離するため築かれたものだが、流量が抑制される半面水嵩が増すため、広い河川敷を必要とした。本研究では、引用資料が瀬割堤を使用しているため、これで統一する。
- 15) 招魂式の招魂には、霊魂を呼び戻して鎮めるという意味合いがある。死者の霊を祭るだけが目的ではなかったのは明らかである。
- 16) 内務省や建設省、現在の国土交通省に至るまで、これらの行政組織は全国各地の治水工事の利点を啓蒙するために各地の伝承を研究し、自己の工事を正当化する「物語」を創出してきた。その一端は筆者の修士論文『「輪中」地域の史観醸成に関する考察—岐阜県羽島市江吉良町の宝暦治水顕彰活動研究から—』、2008、（名古屋大学文学研究科人文学専攻日本文学専攻提出）でも指摘している。
- 17) 吉見俊哉「メディア・イベント概念の諸相」『近代日本のメディア・イベント』同文館、1996、3-30頁。吉見がいう3つの定義から、本研究では「媒体としてのマス・メディアによって大規模に中継され、報道されるイベント」を軸に論旨を構成する。研究では、政府がメディアを駆使して成工式を大規模に報道させた狙いと結果を考える。
- 18) 森 義一「木曾川改修編年誌 木曾川調査材料書 従明治六年至二十年（筆写史料）」、年月日未詳、M06-34、岐阜県歴史資料館蔵。「同年（1886年—筆者注）三月十七日—水理工師デレーケ氏同十九日大垣土木出張所へ着く就テハ木曾川筋水刳工事等ノ義

- 談示申度義之有候各縣官耆名該所へ出張有之度旨内務技師補清水濟ヨリ照會ニヨリ同廿一日木村二等属同所へ出張同工師同道ニテ木曾川筋檢分同二十九日歸縣ス」前掲7) ①は、それ以前から三川分離を地元民が望んだとあるが、三川分離を企図したのはデ・レイケからであり、それ以前はあくまで改修の要望だけであった。
- 19) 『濃飛日報』1888年11月25日2面、「実地を視る」、岐阜県歴史資料館蔵。「政府の設計目論見は佐屋川に石堰堤を築き水量五合迄位は通水を拒ぎ當時の木曾川一方へ流通せしむることとせらるる」。
- 20) 1886年3月から4月までの『岐日』には、木曾川改修工事の経過を知らせる記事は一切掲載されていない。
- 21) 西村捨三『治水汎論』1890、12頁、(国立国会図書館蔵)。
- 22) 御園堤について、前掲5)の原昭午や安藤萬壽男(同「御園堤についての通説を糺す」にほんのかわ70、1995、4-30頁。)らがその存在を疑問視する見解を示している。なお前掲7) ②などで伊藤安男がこれに反論している。
- 23) 上林好之『日本の川を甦らせた技師デ・レイケ』草思社、1999、108頁によると、デ・レイケは分流と河川分離を英語上で明確に使い分けしているとす。木曾川改修では河川分離を常用していた。
- 24) 木曾三川—その流域と河川技術編集委員会編『木曾三川—その流域と河川技術』建設省中部建設局、1988、304-305頁では、願いという形で工事計画の変更を求める動きを紹介している。
- 25) 前掲21) 14頁。
- 26) 「三重臨時県会議事筆記編冊」1889~1890、三重県史編さん室蔵476-1。
- 27) 山岳派と水場派の対立に関する基本的な説明は、岐阜県編『岐阜県史 通史編・近代上』1967、277-279頁。該当箇所執筆者は森義一。森は、史資料に忠実で、岐阜県庁側に偏った執筆は一切していないという。詳細は『岐日』1899年6月2日、2面参照。
- 28) 生没年不詳。三重県議会議員や楠村村長などを歴任した。後述する桑名郡役所への一揆でも首謀者として活躍するが、個人的な情報は明らかにされていない。
- 29) 小林兼太郎『治水汎論駁撃の一斑』1891、1頁、(国立国会図書館蔵)。
- 30) 前掲29)。
- 31) 輪中の郷館長諸戸靖氏の御教示による。
- 32) 飯塚一幸「濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題」日本史研究412、1996、81頁。
- 33) 前掲32)。
- 34) 重松正史「初期議会期における地方政治状況—濃尾震災前後の岐阜県政—」歴史学研究577、1988、1-19頁。12頁に「民党は窮地に陥り(中略)震災の復旧に金を出したくないという本音を明らかにした」とある。
- 35) 前掲32) 82頁。
- 36) 前掲32) 82頁。
- 37) 横山真一「濃尾震災後の民衆運動—震災費不正追求運動を中心に—」駒澤大学史学論集11、1981、54-78頁。
- 38) 『湯本家文書』4506-2、11073、埼玉県立文書館蔵。
- 39) 前掲38)。
- 40) 前掲38) 4506-2、7232、11073、など。
- 41) 前掲38) 10060。
- 42) 「木曾川改修に関する建議案」1895年1月15日、国立公文書館蔵。
- 43) 前掲42) の一部を引用する。なお引用文には、句読点を適宜施した。「(前略)又去明治二十四年十月の大震災ニ因リテ地盤ノ大陥落ヲ生シ、潮水五里以上ニ上進シ、良田之カ為メニ荒廃ニ歸シタル事実ハ、政府ガ此地方ニ向テ一般ニ地租低価年期ヲ與ヘタルニヨリテモ明白ナリ。然ルニ当局者ハ依然トシテ震災前ノ設計ヲ固守シ以テ工事ヲ進ムルハ最モ解スル能ザル所ナリ。其設計中木曾長良二川ヲ分割スル瀬割堤防を築造セントスルカ如キハ、最モ危険ニシテ且維持シ難キモノト謂ハサル可カラス。(中略)百年ノ大計ヲ画セントナラハ、宜シク慎重ナル調査ヲ行ヒ、以テ其設計ヲ更改スル所ナル可カラス。然ルニ当局者ハ飽迄舊計ヲ固執スルノミナラス、土地収用ノ為メニ幾千百ノ良民ヲシテ怨苦ノ底ニ沈マシメ哀

訴嘆願嘗テ之ヲ容レス、時ニ或ハ訴訟ヲ煩ハシ時ニ或ハ多衆喧（ママ）集シ勢ノ激スル所罪人ヲ出スニ至テ猶ホ省ミサルハ何ノヤ（以下略）。

- 44) 「全国河川改良及木曾川論」『井上馨関係文書』661-8、国立国会図書館憲政資料室蔵。
- 45) 前掲6)。
- 46) 前掲3) 265頁。
- 47) 前掲3) 266頁。「第一条 敷地之儀ハ。無論公用土地買上規則ニ依リ、券面代価ヲ以テ買上ヘキ筈ニ候得共、愛知県立田輪中ノ如キハ、著名ノ水腐場ニシテ地価極メテ低シト雖モ、他ノ関係ヲ以テ実価頗ル高ク、甚シキニ至リテハ地価ノ二倍或ハ三倍ニ至ル故ニ、到底券面代価ニテハ承服難致ト想像ス、此場合ニ至テハ評価セシメサルヲ得ス、果シテ然ラバ目論見帳予算額ニ超過スルハ必然ナリト信ス、其時ハ該不足金川敷ノ分ハ官費、堤敷ノ分ハ地方費ヨリ支出可致哉」（下線部、句読点筆者）。なおここで示される目論見帳は、現在のところ公開されてない。
- 48) 前掲3) 265-291頁。
- 49) 前掲3) 279頁。
- 50) 「内務省起業補償金意見書（成戸村秋江村外浜村駒ヶ江村久保村）」『美濃郡代笠松陣屋堤方役所文書』2・7-62、岐阜県歴史資料館蔵1894。
- 51) 前掲50)。
- 52) 「被収用土地人民に関する質問主意書」、『衆議院議員深山聳 外三名提出被収用土地人民ニ関スル質問ニ対シ内務大臣答弁書衆議院へ回付ノ件』所収、国立公文書館蔵。本館-2A-013-00・纂00361100。
- 53) 前掲50)。
「収用土地ノ補償金額ニ於ケル失當ノ理由左ニ開陳セン
（中略）宜哉容易所有者ノ承諾ヲ得サル而モ、既定ノ豫算額今ヤ缺乏ヲ告クントスルニ際シ、復タ如何トモナシ難シ云々ト、此言果シテ然リトセンカ。他ナシ工事ノ仕様ヲ変更センカ將タ豫定費額ヲ増加センカニツノモノ、其一ヲ撰擇セサル可カラサルニ、依然旧套ヲ固守シ、獨リ土地ノ被収容

者ヲシテ、却テ其責ニ任セシムルカ如キハ、主客地ヲ異ニシ條理ノ尤モ許サザル所ナリ。（中略）農家ノ土地ニ於ケル素ヨリ基本財産ナルヲ以テ、輕々他人江売與スヘカラサルモノナレハ、要スルニ普通売買ノ如キハ、多クハ傾産家一種外来ノ刺撃物ニ襲ハレ、為メニ經濟上萬止ムヲ得サルノ方策ニ出テタルモノナルカ故ニ、其價格ノ程度未タ必シモ失當ナキ能ハス。依其觀之ハ収用土地ノ実価ナル登記公簿ノ如キモ亦タ正確ナラサルヘシ。且吾成戸村ノ補償金額ヲ本郡中被収用地ノ村々ニ比照スルニ、其價格ニ於ケル最下位ニ居レリ。想フニ起業者ハ本村ノ改組當時ノ地價ノ低位ナルヲ看テ、或ハ其ノ標準ヲ定メラレタルモノナランカ之レ大ニ誤レリト云フベシ」（下線部、句読点筆者）。

- 54) 前掲50)。
「二大川ヲ中斷分流セシメンカ為メ、僅々タル一少堤防ヲ以テ永遠維持セシトスルカ如キ到底望ム可キ所ニアラサルヲ以テ、我々地方住民ヲシテ常ニ此ノ疑團ヲ抱カシムル所ナリ。何トナレハ、若シ夫レ二川洪水ノ都度暴漲ノ限毎ニ同一ナリトセハ、亦タ論スルニ足ラスト雖、彼是水源ノ遠近廣狹素ヨリ一様ナラザルカ故ニ、其水量水勢互ニ高低強弱ヲ共ニセズ。此ノ相異ナルノ二大川ヲシテ、其延長殆ト三里半以上ナル割堤ノ兩側ニ並流セシメ其危害ナキヲ欲スルハ、何ノ秘術アリト雖モ、竟ニ施シ能ハサルベシ。（中略）沿岸人民何レモ自己ノ堤塘ヲ防禦スルニ急ニシテ、瀬割堤ヲ問フニ暇アラス。且濁浪空ヲ排シテ至ルニ當テハ、遙カニ大河ノ中央ニ横ハル所ノ瀬割堤ニ涉リ之レヲ防カントスルカ如キハ、暴虎憑河死ヲ知ラサルモノニ非ラサルヨリハ、誰カ是ヲ拳ケテ起ツモノアラシヤ。及チ瀬割堤ハ洪水ノ際ニ於テ、拱手傍觀其ノ決潰ニ放任スルノ外ナキモノナリ」（句読点筆者）。
- 55) 前掲50)。
- 56) 『大審院民事判決録、第4輯第10卷』中央大学、1912、33-36頁。（1898年10月14日判決）
- 57) 名古屋高等裁判所に問い合わせたが、当時の史料は一切残っていなかった。したがっ

- て、前掲56)以外に参照できる資料は発見できなかった。
- 58) 前掲6)及び、前掲3) 284-288頁。
- 59) 前掲3) 298頁。日付は『新愛知』、1900年2月11日、2面「岐阜通信 改修工事中の木曾川筋(油島、千本松東)立田輪中船戸平より長島輪中松の木へ木曾川へ切工事は昨十日朝執行せしよし」。
- 60) 前掲4) ①98頁。
- 61) 『岐日』1900年4月24日、2面。「(前略)農家一年の生計を挙げて、奪ひ去るもの年々歳々皆然り、三年にして初めて一穫するを以て異數となす、甚しきは四年五年の間、一米粒だも得る能はざるあり、(中略)土堤を築き、溝渠を作る等、此は之れ一時を儉安する姑息の治療たるに過ぎず、姑息の治療、何くんぞ能く百年の長計を定むるを得んや、当局者茲に見る所あり、遂に議を決し八百萬の戸資を支出し、更らに其根底より川身を広めて長へに其水患を医せんとせり、これ医家の所謂、其病源を治する根治療法なり、十數年の久しき幾百萬壯丁の労力を費し、茲に始めて三川分流の大工事を大成したり、本日は実に其竣成祝典挙行の日にして、即ち西南一带数郡の地が、幾百年來の愁眉を披きたるの時なり、吾人は此祝典に際し、深く当局者経営の労を謝し、併せて長く此日を以て、水害地民の記念日となさしめんとす(下線部、句読点筆者)。
- 62) 堀 武義・きよゑ『堀家覚え書き』教育出版文化協会、1980。筆者は次木村(現岐阜市並木)の豪農、堀惣四郎氏の私家文書を保有している。また、滋賀県の個人収集家から残りの資料について複写物の提供を受けた。文書の概要については、上記の著作物を参照。
- 63) 『岐日』1900年3月20日、1面。
- 64) 前掲12)の定義に同じ。
- 65) 西尾祥子「メディア・イベントの空間—1936年ベルリン・オリンピックを題材として」情報文化学会誌15-2、2008、57頁。西尾はイベントが作り出した空間を一つのメディアと捉えることを提案している。本研究においても、民衆に工事の成果を印象付け、明治政府の国力をアピールするという意味において、式典自体が一種の宣伝としてメディア・イベントの役割をになったとみる。
- 66) ダニエル・ダヤーン、エリユ・カツ著、浅見克彦訳『メディア・イベント—歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社、1996、44-46頁。著者のD.ダヤーンとE.カツは1977年に起こったアンワー・エル・サダト、エジプト大統領の外訪や、1969年に実現したアポロ11号による月面着陸を例示し、『『人類にとっての一大飛躍』の生放送』44頁などを、前掲17)のように定義づけた。
- 67) 前掲62)。なお、当日に田中貴道が成工式で読み上げた式辞も一部引用する。「茲に本日岐阜県海津郡成戸なる木曾長良両川の堤上をとし、木曾川改修三川分流成功の式典を挙ぐるにあたり、(…中略…)本改修の主眼たる木曾揖妻長良三川の分流工事は、本年三月を以て全く其工を竣れり。(…中略…)希くは単に三川分流の成工を以て足れりとせず(句読点、下線部筆者)。
- 68) ①西田喜兵衛「宝曆治水工事義歿者建碑事件二付明治三十三年一月上京日誌」『濃尾勢三大川宝曆治水誌(復刻版)』岩波ブックセンター、1998、(下)89-114頁。読み下しは、②木下秀麿「宝曆治水碑建立物語り(三)」薩摩義士5、鹿児島県薩摩義士顕彰会、1998、19-29頁。
- 69) 『岐日』1900年2月11日、2面。
- 70) 現桑名市長島町の事例については伊藤重信『長島町誌・下巻』長島町教育委員会、1978、83-104頁。
- 71) 前掲68) ①(下)5-6頁。
- 72) 『岐日』1900年1月24日、2面。「賛成歟不賛成歟
(中略)木曾川改修三川分流成功(ママ)式を挙行せんとて協議會を開きし際には、有志者が頭を出したるも、其専務委員を選出して應分の費用を負担すべき一段と為りて、其委員も確定せず、又其費用の負擔に付ても、内輪に多少苦情を唱ふるものある

- を以て、此程専務委員が五日間も引続きて式典挙行準備の協議會を開きし際にも出席せず。外面より見る時は殆んど賛否の境を別ち兼る景況なるが、井上源衛氏の如きは、治水協同創社創設の際より役員に挙げられ、小崎氏知事たるの間は先棒を振て之に奔走し其後も引続き今日まで盡力し居るに拘はらず、其住居村なる穂積輪中も甚だ冷淡なり。又河渡輪中の加藤榮三及び五六輪中の関谷貫三、森保行等の諸氏も、是まで同事業に盡力したるに其輪中の取纏めの付ぬ譯はなかるべきに是亦甚だ冷淡なりとて大に慨歎し居る有志者あり。獨り七崎輪中に至りては、盡力家の矢野才治郎氏死亡して高田孫次郎氏等之に代るべきなれども、河渡穂積、五六の三輪中に先ちて頭を出す事は勢ひ為し難ければ、姑く之を恕すべしと雖も、三輪中有志者は西南諸郡有志者と共に盡力すべき義務あるものと思われる」(句読点筆者)。
- 73) 犀川事件は1929年1月7日、岐阜県安八郡で発生した、治水計画をめぐる住民と警察との衝突事件。詳細は犀川騒擾事件史編纂委員会編『犀川騒擾事件史』, 1971, 参照。
- 74) 詳細は、建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『木曾三川の治水史を語る』1969, 104-106頁, 参照。
- 75) 前掲69)「醉處翁書翰」。
- 76) 前掲62)。
- 77) 重松正史「日清戦後期の地方政治」日本史研究314, 1988, 46-85頁。
- 78) 「野村前県知事事務引継演説書」岐阜県歴史資料館蔵『明治期岐阜県庁行政文書』3・35-29。
- 79) 「田中前県知事事務引継演説書」岐阜県歴史資料館蔵『明治期岐阜県庁行政文書』3・35-30でも同じく333円の支出となっている。もちろん詳細は示されておらず、不可解な支出といえる。
- 80) 前掲78)。
- 81) 「三川分流成工式予算書」岐阜県歴史資料館蔵『明治期岐阜県庁行政文書』4・1-3。
- 82) 小木曾旭晃「岐阜県新聞史」新聞研究18, 1952, 40-48頁。
- 83) 前掲82) が記述する推計値を参考に比較した。
- 84) 『岐日』1900年4月23日, 2面。
- 85) 『新愛知』1900年4月17日, 3面, (名古屋市鶴舞中央図書館蔵), 成工式当日を報じた4月23日, 2面は正しい表記を使っている。なお、後の『岐阜県治水史』も、目次だけ「三川分流竣工式」とする。
- 86) 前掲81)。
- 87) 関係分の『岐日』を筆者が確認した限りでは、広告欄に成工式の誤記は確認されなかった。ただし、寄付者の氏名はかなりの訂正がある。
- 88) 高橋直服『宝暦治水薩摩義士顕彰百年史』高橋直服先生著書刊行会, 1995など。
- 89) 前掲81) 予算書の記載による。
- 90) 前掲68) ②23-24頁。
- 91) 前掲66) 97-98頁。
- 92) 『時事新報』1900年4月23日, 2面。
- 93) 筆者は新聞社で整理記者として勤務しているので、その経験による。
- 94) エリック・ホブズボウム, テレンス・レンジャー編, 前川啓治他訳『創られた伝統』紀伊国屋書店, 1992, 9頁。
- 95) 1900年4月26日2面の『岐日』を、山縣有朋の本音を代弁する備忘録として一部引用したい。
「岐阜の河川改修工事は立派に出来上りましたが其工事は非常に困難であったそうです。是が封建時代であつてみれば僅か一寸か一尺の堤を作るにも藩と藩との間に議論喧しく果ては干戈に訴ふる事などなきにあらぬに今は否らず官民和衷の間に此の如き大工事を無事に竣工するを得るは祝すべし」。
- 96) 前掲24) 344頁には、「大規模な河道変更の実現には、明治の中央集権国家の成立が大きな意味をもっていたものと考えられる」と補論で述べている。このような表現からは、同地の公共工事の実態も伺えよう。
- 97) 『朝日新聞』のほか『扶桑新聞』にも掲載されているが、なぜか政友会系の御用新聞となっていた『新愛知』には掲載がない。この問題については今後の課題としたい。

- 98) 『朝日新聞』1903年2月3日, 1面。
99) 三重県桑名警察署所蔵。
100) 情報公開制度で閲覧を申請したが, 警官の氏名は非公開となった。そのため, 該当箇所は□を用いている。

- 101) 例えば, 前掲3), 同24) や, 建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所『木曾三川の治水史を語る』, 1969。これらには, スポンサーである旧建設省の意向が反映している。